

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画田町駅前東口地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

|                      |    |                        |  |                      |                       |                            |
|----------------------|----|------------------------|--|----------------------|-----------------------|----------------------------|
| 名 称                  |    | 田町駅前東口地区第一種市街地再開発事業    |  |                      |                       |                            |
| 施行区域面積               |    | 約 0.3ha                |  |                      |                       |                            |
| 配置及び規模<br>の<br>公共施設の | 道路 | 種 別                    | 名 称  | 規 模                  | 備 考                   |                            |
|                      |    | 交通広場                   | 交通広場   | 約 235 m <sup>2</sup> | 新設<br>(特別区道第 1029 号線) |                            |
| の<br>整備<br>建築物       | 街区 | 建築面積                   | 延べ面積 (容積対象面積)                                    | 主要用途                 | 高さの限度                 | 備 考                        |
|                      | i  | 約 800 m <sup>2</sup>   | 約 3,800 m <sup>2</sup> (約 3,300 m <sup>2</sup> ) | 店舗、住宅                | 40m                   | 建築物の高さは T.P. ±0m<br>からによる。 |
|                      | ii | 約 60 m <sup>2</sup>    | 約 90 m <sup>2</sup> (約 90 m <sup>2</sup> )       | 巡査派出所                | 15m                   |                            |
| の<br>整備<br>建築敷地      | 街区 | 建築敷地面積                 | 整 備 計 画  |                      |                       |                            |
|                      | i  | 約 1,300 m <sup>2</sup> | 敷地内に駅前広場の機能を補完する交通広場を整備する。                       |                      |                       |                            |
|                      | ii | 約 1,000 m <sup>2</sup> | 敷地内に駅前広場の機能を補完する交通広場及び歩行者通路を整備する。                |                      |                       |                            |
| 住宅建設の目標              |    | 戸 数                    | 面 積  | 備 考                  |                       |                            |
|                      |    | 3                      | 約 380 m <sup>2</sup>                             |                      |                       |                            |
| 参 考                  |    | 再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。 |  |                      |                       |                            |

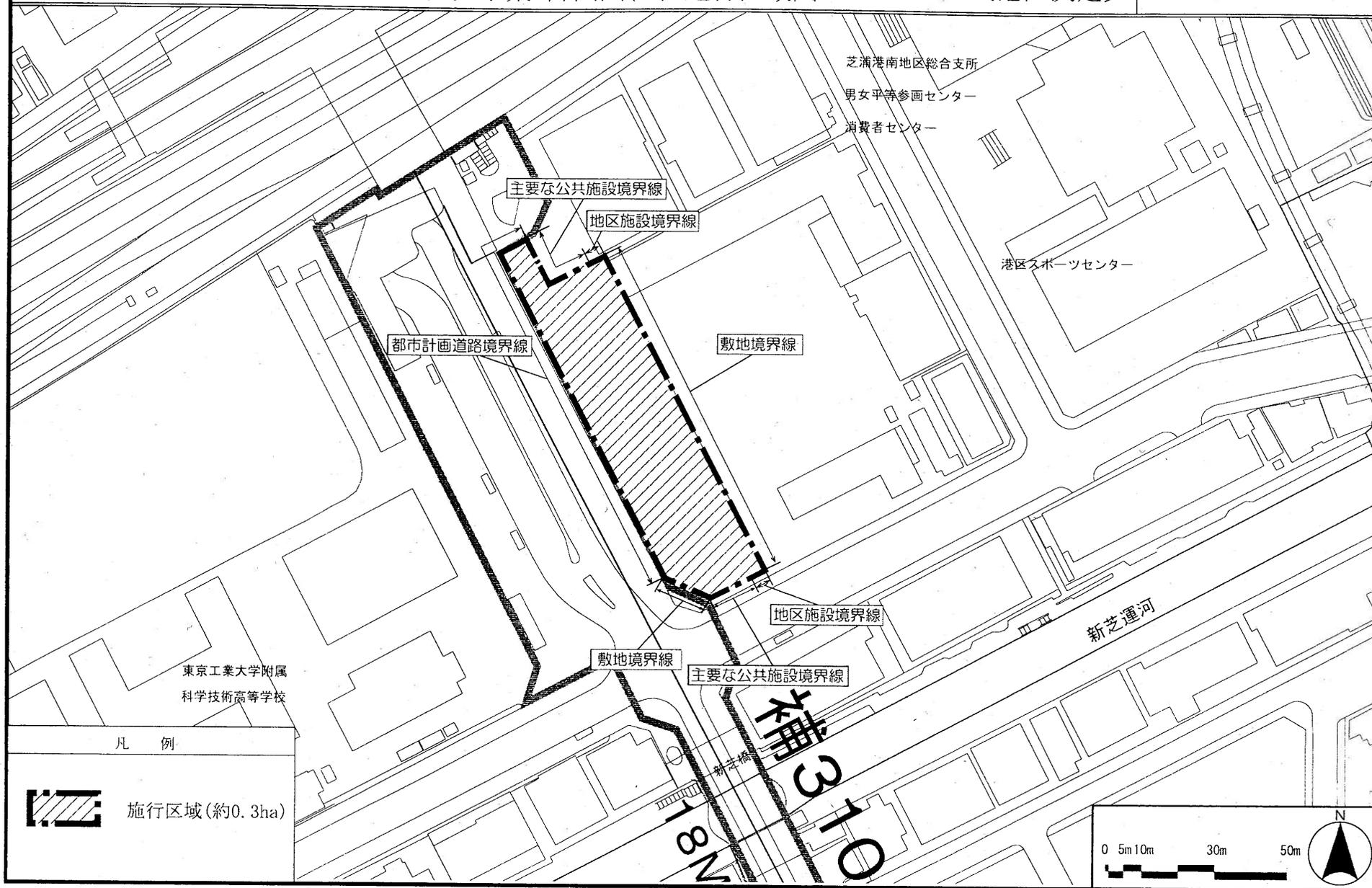
「施行区域、公共施設、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、交通結節機能の拡充整備、地域の顔・玄関口にふさわしい街並みの形成を図るとともに隣接地区と一体的となった複合市街地の形成を図るため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業

田町駅前東口地区第一種市街地再開発事業 計画図(1) 施行区域図

[港区決定]

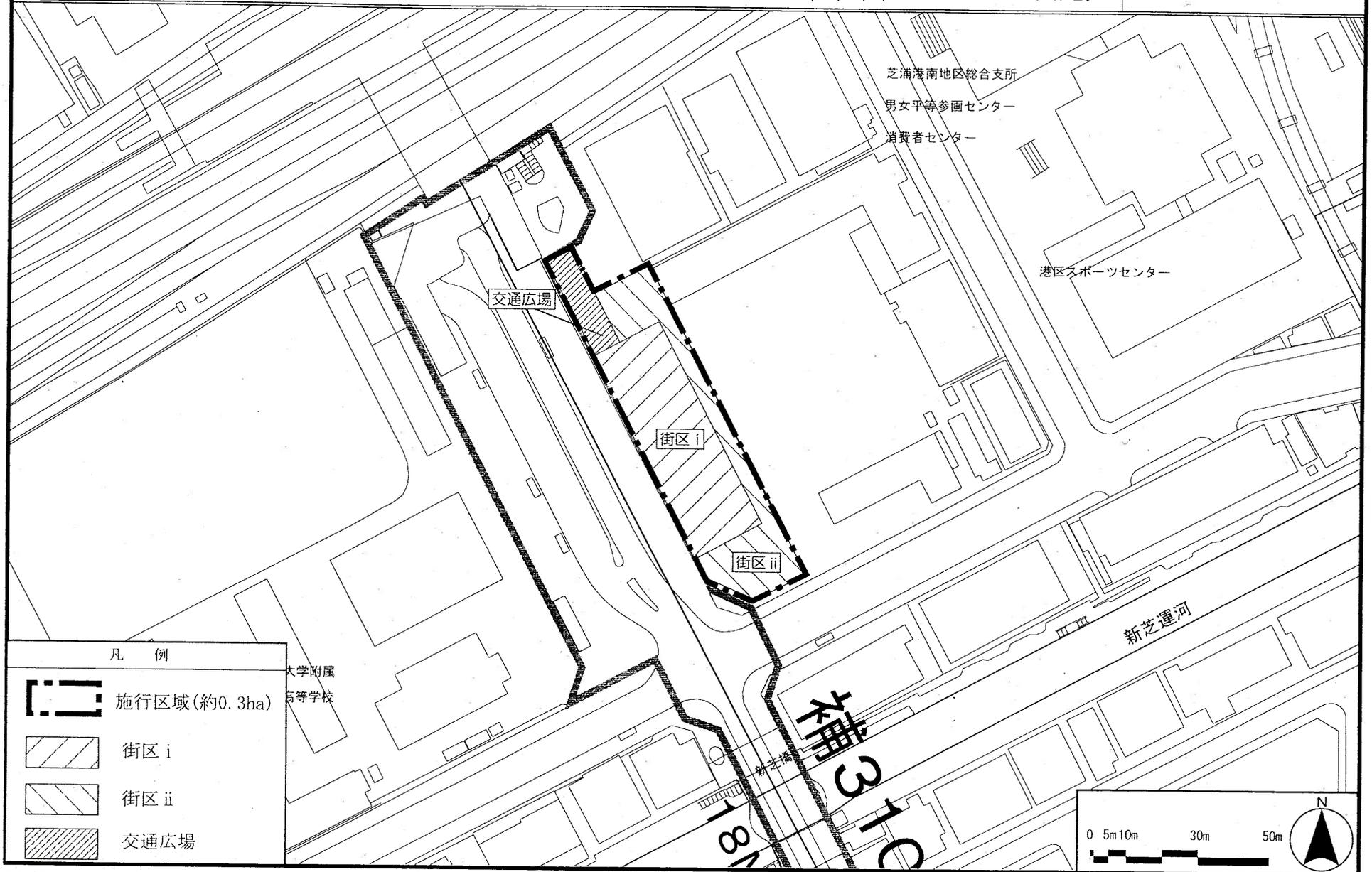


この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 1/2,500 の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有している。(承認番号) [24 都市基交測第 270 号、平成 25 年 2 月 15 日]、(承認番号) [24 都市基街測第 207 号、平成 25 年 2 月 22 日]、(承認番号) [MMT 利計第 039 号-27、平成 25 年 2 月 15 日]

東京都市計画第一種市街地再開発事業

田町駅前東口地区第一種市街地再開発事業 計画図(2) 公共施設の位置図

[港区決定]

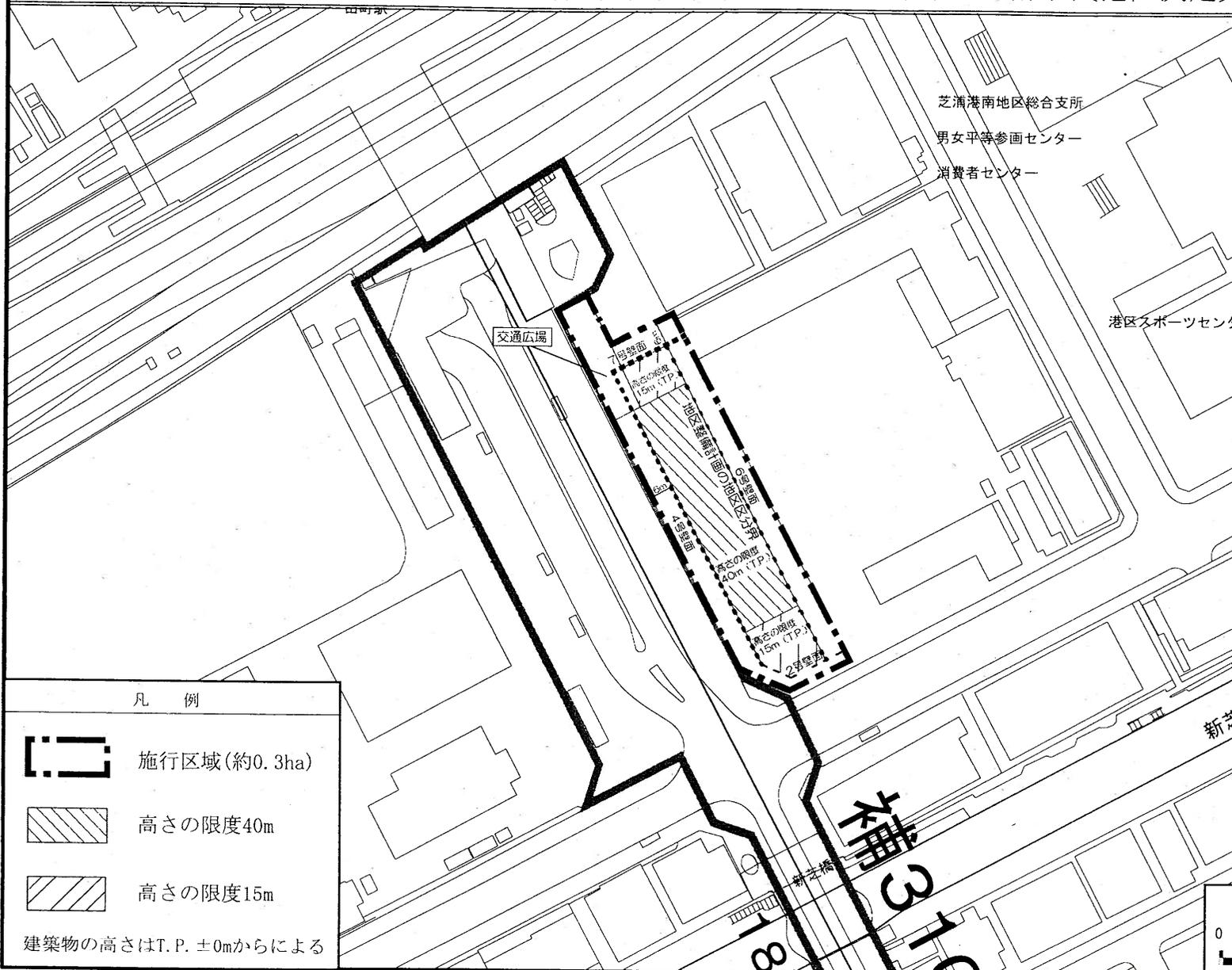


この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 1/2,500 の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と㈱ミッドマップ東京が著作権を有している。(承認番号) [24 都市基交測第 270 号、平成 25 年 2 月 15 日]、(承認番号) [24 都市基街測第 207 号、平成 25 年 2 月 22 日]、(承認番号) [MM T 利許第 039 号-27、平成 25 年 2 月 15 日]

東京都市計画第一種市街地再開発事業

建築物の高さの限度

田町駅前東口地区第一種市街地再開発事業 計画図(3) 及び壁面の位置の制限図〔港区決定〕

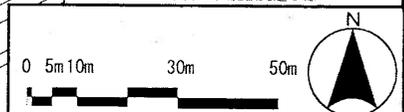


| 壁面の位置の制限       |  |
|----------------|--|
| 2号壁面           | --- --                                 |
| GL+100m以上      | 壁面後退10m                                |
| GL+50m以上100m未満 | 壁面後退8m                                 |
| GL+10m以上50m未満  | 壁面後退6m                                 |
| GL+10m未満       | 壁面後退3m                                 |
|                | 敷地▽GL                                  |
|                | 道路境界線                                  |
| 4号壁面           | ●●●●●●                                 |
|                | 壁面後退6m                                 |
|                | 敷地▽GL                                  |
|                | 都市計画道路境界線                              |
| 6号壁面           | ●●●●●●                                 |
|                | 敷地▽GL                                  |
|                | 地区整備計画の地区区分界                           |
| 7号壁面           | ■ ■ ■ ■ ■ ■                            |
|                | 壁面後退6m                                 |
|                | 敷地▽GL                                  |
|                | 地区施設境界線<br>主要な公共施設境界線<br>又は主要な公共施設見通し線 |

凡 例

- 施行区域(約0.3ha)
- 高さの限度40m
- 高さの限度15m

建築物の高さはT.P. ±0mからによる



この地図は、東京都知事の承認を受けて東京都縮尺 1/2,500 の地形図及び道路網図を使用して作成したものである。ただし、計画線は都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。なお、地形図は東京都都市整備局と㈱ミッドマップ東京が著作権を有している。(承認番号) [24 都市基交測第 270 号、平成 25 年 2 月 15 日]、(承認番号) [24 都市基街測第 207 号、平成 25 年 2 月 22 日]、(承認番号) [MM T 利許第 039 号-27、平成 25 年 2 月 15 日]